

平成30年2月 定例教育委員会

日 時 平成30年2月23日（金）

9時30分～

場 所 すこやかプラザ6階 研修室2

出席者

（教育委員）

西本教育長 久田委員 深町委員 合田委員 内海委員

（事務局）

池田教育次長 中原教育次長兼学校教育課長 友永総合教育センター長兼総合教育センター課長 小田副理事兼社会教育課長 吉田総務課長 吉富学校保健課長 前川図書館長 白濱教育センター長 森寄青少年教育センター所長 吉住公民館政策課長 鶴田スポーツ振興課長 松尾総務課長補佐

欠席者

なし

傍聴者 0名

内 容

(1)教育長報告

(2)平成29年12月分議事録の確認

(3)議 題

- ① 佐世保市立学校使用規則の一部改正の件
- ② 佐世保市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定に関する意見の件
- ③ 平成30年度教育委員会予算の件

(4)協議事項

- ① 平成30年度佐世保市教職員研修計画について

(5)報告事項

- ① 旧花園中学校跡地について
- ② 附属機関委員について
- ③ 教育課程特例校について
- ④ 2学期制検証の途中経過報告について
- ⑤ 平成29年度佐世保市教育委員会文化及びスポーツ表彰について
- ⑥ 図書館で開催される各種イベントについて
- ⑦ 地区公民館職員（嘱託）の採用決定について

(6)その他

① 次回開催予定

◆ 教育長報告

- 1月25日 1月定例教育委員会
ふれあい給食
- 1月26日 ワトト教育長表敬訪問
明るい社会づくり運動推進協議会理事会
- 1月27日 文部科学表彰祝賀会
- 1月31日 中国瀋陽市出張
～2月 2日
- 2月 3日 平成29年度子ども会大会
- 2月 4日 佐世保市PTA連合会研究大会
- 2月 5日 市政功労章表彰審査会
- 2月 6日 2月前期教育委員会
学力向上会議
- 2月 8日 長崎県都市教育長協議会
～2月 9日
- 2月 9日 長崎県造形教育研究大会
職員活動発表会
- 2月10日 郷土研究公開発表会
- 2月13日 教育センター初任者研修
- 2月15日 世界遺産登録推進本部会議
- 2月16日 あすなろ教室閉級式／第2回運営協議会
- 2月17日 よい歯の表彰・子ども歯科保健研修会
- 2月18日 ダニエル・カール講演会
- 2月19日 第一生命労働組合図書贈呈式
幼児教育センター運営委員会
- 2月20日 母と女性教職員の会要望書受領
いじめ防止対策推進委員会
- 2月21日 学校2学期制検証委員会
青少年活動推進協議会
- 2月22日 福井洞窟整備検討委員会
社会教育委員の会
佐世保市体育協会スポーツ表彰

【西本教育長】

今日は、朝から研究指定校の感謝状贈呈式にご出席いただきありがとうございました。さっそくですが、2月定例教育委員会会議を始めさせていただきたいと思います。まず、12月の議事録の確認ですが、事務局から説明をお願いします。

総務課課長補佐

【松尾総務課長補佐】

12月の議事録については、すでに委員にお渡しし、確認をいただいております。意義がないようであれば、ホームページ等で公開を行いたいと思います。

【西本教育長】

12月の議事録については、これでよろしいでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは、議題に進ませていただきます。①佐世保市立学校使用規則の一部改正の件について、事務局より説明をお願いいたします。

総務課長。

【吉田総務課長】

それでは、議案の①佐世保市立学校使用規則の一部改正の件について、ご説明させていただきます。

提案理由の欄に記載をしておりますが、まず、佐世保市立学校使用規則第16条において、1年間の施設の使用状況を翌年度の4月5日までに教育委員会総務課に報告することというものです。この規定について、学校の事務官から、人事異動等で大変多忙な時期に対応が難しいというようなお話がございまして、総務課といたしましてもこの規定の根拠を調べました。

ただ調べたものの明確な根拠を見つけ出すことができず、一応そこまでを確認した上で、じゃあ使用状況の報告というのはいつまでが適切なのかというのをいろいろ探してみましたところ、財務規則の中で、公有財産の貸し付け及び目的外使用状況報告を各部署局長は4月30日までに財務部長に提出するという財務規則の定めがございましたので、そちらを準用した形で、提出期限の改正させていただきたいという内容でございます。

また、学校の使用規則の中で伝染性疾患がある者の場合には貸し付けをしないという文言がございましたが、学校安全法第19条当を参照に、感染性疾患と改正するものでございます。

詳細は2ページをお開きください。

1ページの第7条におきまして、「使用者は、次の各号の一に該当する者があれば、これを参集させてはならない」という施設使用者の制限がございしますが、この第7条の(1)で「伝染性疾患のある者」を「感染性疾患のある者」と変更したい。また、第16条におきまして、先ほど申し上げた「翌年度4月5日までに教育委員会に報告しなければならない」という部分を「4月30日までに教育委員会に報告しなければならない」、この2点を改正したいというものでございます。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの事務局からの説明について、委員の皆さん何かご質疑等ございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、原案のとおりということで、よろしくお願いいたします。

次に、②佐世保市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定に関する意見の件ということでございます。

池田教育次長。

【池田教育次長】

この件につきましては、先の2月6日の前期教育委員会において、市長に対するものが取り上げられました。文化事業を企画部に移すということで意見の確認がありまして、それについてはもう説明していますけれども、今回、前期教育委員会でも説明しておりました議会からの意見の申し入れが、ありましたので、議題として提案したものでございます。

同様に、右肩に議題②と記載している資料の1ページのほうの提言に対する意見の答申について、ということで、議長宛てに文書を出したいと思っております。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは原案のとおりでございます。異議なしということにいたします。

次に、③で、平成30年度教育委員会予算の件ということで、事務局からの説明をお願いいたします。

総務課長。

【吉田総務課長】

それでは、議案③についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

要求の段階、また市長ヒアリングの前に、重点事項ということで今まで教育委員の皆様には予算についてご説明を申し上げてきたところですが、当初予算が確定いたしましたので、内容を説明するものでございます。

まず、総額について申し上げますが、一番下の列になりますが、2款と11款を合わせた教育委員会の所管分につきましては、30年度の当初予算額は82億8156万3,000円で、29年度の当初予算額89億7,438万9,000円と比較いたしまして、6億9,282万6,000円の減となっているものでございます。これは当初予算対前年度予算でいきますと7.7%の減になっているところでございます。

減の理由といたしましては、主なものを申し上げますと、2ページ目をお開きください。まず、2款総務費の総務管理費の中で、相浦地区複合施設整備事業費といたしまして本体工事の終了に伴いまして9億1,040万の減。

それと、3ページをお開きください。

3ページの学校建設費のところでございますが、学校建設費の四つ目、小学校の黒島校舎改築等事業、黒島の校舎の改築ですね。校舎と屋内運動場の建設が終了したことによりまして2億8,642万2,000円の減。

それと、4ページをお開きください。

4ページの上から三つ目になりますが、これも黒島の中学校校舎と屋内運動場の工事の完了で1億6,149万3,000円の減。

こういったハード事業の一定の完了に伴いまして、今申し上げた分だけで13億になるわけですが、それ以外に新たな基本設計、一部設計を行ったりと、いろいろなところにプラスマイナスの結果で、先ほど申し上げたような6億9,282万6,000円の減という形になっているものでございます。

なお、事業の詳細につきましては、今まで要求の段階で説明させていただいておりますので、ここでは省略させていただきたいと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいま事務局の説明にありましたけれども、何か委員のほうでご質疑等ございませんでしょうか。

今回ハード事業的なものが終了したということと、それから、文化事業については市長部局のほうに移管する事業もあって、その分の予算も向こうにっておりますので、そういうことで冒頭の6億9,000万円の減になっておりますが、その他の事業でおおむね措置されているのかなという感じが今回の予算はいたしておりますので、下がったといえどもそういった要因があるということでご理解いただければなと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、30年度の予算についてもご了解いただいたということで、お願いいたし

ます。

それでは、まず協議事項でございます。

①で、平成30年度佐世保市教職員研修計画についてということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

教育センター所長。

【白濱教育センター所長】

平成30年度佐世保市教職員研修計画についてご説明いたします。

お手元の資料の協議①と、別冊で平成30年度佐世保市教職員研修計画、これは案でございます、ハナミズキの写真が表紙に印刷してあるもの。これと、参考として平成30年度長崎県教職員研修計画、Nのマークがついている冊子でございます。この三つを使って説明をいたします。

定例教育委員会におきまして、佐世保市の教職員研修計画を討議していただくのは初めてのことで、委員の皆様におかれましては、今、頭の中に幾つか疑問が浮かべられていることかと思えます。こちらの推測で大変申しわけありませんが、多分、次のような疑問を抱かれているのではないかと思います。

一つ目は、なぜ、佐世保市の教職員研修計画をつくらなければならないのかという経緯に関すること、二つ目が、具体的にどのような研修計画を作成したのかという内容に関すること、三つ目は、これまでの研修との違いはあるのかという変更点、そういった疑問にお答えする形で、少々長くなりますけれども説明をしてみたいと思います。

まず、一つ目の、なぜ教職員研修計画をつくらなければならないのかという経緯のことですが、先ほどのハナミズキのついた資料、佐世保市教職員研修計画案の1ページをごらんください。

1段落目に記しておりますが、これまで教員の資質向上につながるあらゆる体制を構築する提言等がなされております。その提言等の具現化を図るべく、教育公務員特例法の一部が改正され、今日の件に関する二つの点が全国的に求められました。

二つとは、一つが校長及び教員の資質向上に関する指標をつくりなさいということ、もう一つが、その指標を踏まえた研修計画をつくりなさいというところでございます。そこで、長崎県の教育委員会は、長崎県教員等としての資質向上に関する指標、それから、その指標を踏まえた平成30年度長崎県職員研修計画、その二つを作成されたところでございます。先ほど紹介しました、参考のNマークのついた冊子、この資料が県の研修計画となります。

その計画の3ページをお開きください。

この3ページから、教員等としての資質向上に関する指標が記されているところです。

前回の定例教育委員会でも議決されました佐世保市公立幼稚園教員等資質向上に関する資料、これの長崎県教員版に当たるものです。3ページに教諭等用、4ページに養護教諭用、5ページに栄養教諭用、6ページに校長等用が示されています。それぞれに縦軸に視点、それから横軸にステージで示されているものでございます。

ではまた佐世保市の資料に戻ります。

では、なぜ佐世保市が教員等の研修計画を長崎県に加えて策定しなければならないかという、理由を1ページの3段落目から書いております。

佐世保市におきましては、県教委主体の研修とは別に、中核市移行に伴い県から移譲された経年研修、これは学校保健課や教育センターが行っているもの、また、市教委主体独自でやっている研修で、学校教育課、学校保健課、教育センターが行っているものがあります。わかりやすくまとめたのが、下の図1になります。

佐世保市教職員は、ページ上の経年研修に関しては佐世保市で受講します。しかし、研修、経年研を除く悉皆研修では、県が催すもの、それから市が催すものはそれぞれに悉皆で長崎や佐世保で受講しております。また、最後の下の表のその他の研修におきましては、例えば夏休みの研修あたりなんかを思い浮かべていただけるといいと思いますが、県主催のものと市主催のものそれぞれのメニューを見て、先生方はそれを選択、希望して研修を受けているところです。

つまり、佐世保市の教職員の研修環境が、図1のように、県のものも受けますし佐世保市の教育センターでも研修を実施するようなところから、各学校の校内研修や個人の自己研修の充実を図るためには、県の教職員研修計画と併用して活用する市の教職員計画が必要となったわけです。

以上が経緯に当たるところです。

次に、二つ目の疑問、具体的にどのような研修計画を策定したのかという内容面について説明します。今の資料の目次の欄をごらんください。

大きく五つの項目で構成しています。これは県の研修計画と同じ項目で研修を構成し、県と併用できるところは併用しております。佐世保市独自で記載していますが、1番の教職員研修計画の策定に当たったところ、3番の佐世保市教育委員会が実施する研修についてのところ、4番の担当課別教職員研修計画のところになります。

では、内容について、順に簡単に説明します。

1番の教職員の研修計画の策定に当たってにつきましては、右の1ページで先ほど説明したように、経緯と、それから願いを記しております。

続きまして2ページをごらんください。長崎県に求められる教職員像。ここにおきましては県と同様の内容です。先ほど説明いたしましたように教員等としての資質向上に関する指標を職種ごとに示しているところです。

続きまして7ページをごらんください。ここは佐世保市独自で書いたところです。

佐世保市教育委員会が実施する研修について、基本方針を五つ、①から⑤まで掲げています。

①教職員のキャリアステージ及び職能を意識した研修の展開、②新学習指導要領への対応、③学び続ける教員の育成、④佐世保市ならではの良さの発揮、⑤ICT活用、指導要領を見てください、ICT活用指導力の向上。

各方針の下に、その方針に基づく研修例を掲載しています。この五つの方針に基づいた研修を大きく三つに類型し、体系した一覧が8ページに示しております研修体系です。

8ページをごらんください。三つの類型とは、青の部分の基本研修と、黄色の部分の専門研修、朱の部分の長期研修になります。学校教育課、学校保健課、教育センターで行う研修が、それぞれに包含されているというようなところです。

続きまして9ページをごらんください。担当課別の職員研修計画です。学校教育課、学校保健課が実施する研修を9ページ、それから教育センターで実施する研修を10ページから12ページに掲載しています。

表の枠組みは研修講座名というところがあります。例えば9ページの学校教育課の一番上を見ます。研修講座名に「特別支援補助指導員業務説明会」というのがございます。その左に基本研修、職能研修という枠がございますが、そこが先ほど紹介しました研修体系のどの部分に当たるかを記しているところです。それから、右端の指標（主な該当）の欄には、教員等の指標、県が定めた指標に該当する視点やステージ、どこに当たるかを記しております。

13ページをごらんください。「研修の実施にあたって」につきましては県と同様の内容で、指標の活用と校内研修の進め方について記しております。以上が内容に当たるところです。

最後に、三つ目の、これまでの研修との違いはあるのかというような疑問、変更点に関するのですが、小さな内容も含めると多岐にわたるので、ここでは県教育委員会と連携して大幅に見直した、経年研修、在職年数による研修について説明をいたします。

変更点がわかりやすいように資料の協議①を今度は使って説明します。

1ページのA3のとじた資料を開いてごらんいただけますでしょうか。

各ステージ、第1ステージ、第2ステージ、第3ステージにおけるセンター研修、校内研修の三つを一覧にしているところです。

経年研修の見直しについては、次の点に留意をしています。

一つ目は、策定された指標に応じた研修を配置するという点。

二つ目は、学び続ける教員づくり。「学び続ける教員づくり」というのは白書の提言のキーワードになっています。それを意図した切れ目のない継続した研修の実施。

三つ目が、校内研修の充実。提言のキーワードに「教員は学校で育てる」というキーワードがございます。この校内研修の充実を図るために、校外研修の経験。

四つ目が、子どもと向き合う教員の資質向上、時間確保、また、働き方改革を考慮した計画。

五つ目が、広域連携を考慮した県の研修との整合性。どうしても長崎県の教職員の40%が長崎市、佐世保市が占めており、制度の整合性をとることで足並みをそろえて個性を発揮するという立場でこの研修計画を立てております。

最後に、本市校長会がアンケートを実施しておりますけれども、その内容の考慮、そういったことを留意しまして、変更点が三つございます。

1点目は、6年目～10年目研修の新設です。一覧表の右上に第2ステージというところがございます。そこに6～10年目という枠がございます。これまでこの期間は研修を課しておりませんでした。次年度からは教育センターが示す研修の中から選択して

研修をする選択研修を①として書いております。それから、校内での研究授業を毎年課していきます。この期間に研修を課すことによって、初任研から中堅研、つまり1年目から11年目まで切れ目のない継続した研修環境を整えました。これが研修環境でございました。

2点目は、校内研修における研究授業の継続的な実施です。一覧表の左中ほどにある校内研修という枠の中の研究授業という枠をごらんください。1年目から第2ステージの11年目まで、②、②、①、①、①、①、①というような数字が入っております。これまでは4年目、5年目を経て研究授業は課せられていませんでしたが、次年度からは4年目、5年目も1日課し、先ほどご説明しましたように、6年目～10年目を含めまして初任研から中堅研まで毎年校内研修で研究授業等を実施することとしています。

若手のときの挑戦という挑む授業から、プレミドルリーダーとしての若手への指導、若手を諭す授業への質的な変換が校内で期待できますし、校内研修の活性化、充実を図ることができると思います。若手の大量採用が今後予想される中で、校内研修を厚くして、教材研究や研究協議の中で指導技術の上昇が図れていくものと思っております。

【西本教育長】

この①というのは何を指すとでしょうか。

【白濱教育センター所長】

1日という期間を意味しています。

【西本教育長】

②が二日間ということですね。

【白濱教育センター所長】

はい。

1回とか2回とか言ってもいいと思います。

3点目が、経年研修の日数の変更です。一覧表の下の枠の研修日数に計の欄がございます。例えば初任研、一番下ですけど、26日間佐世保市教育センターで校外研修を実施しましたが、次年度は15日間と減らしています。県のセンターは14日間の実施です。このようにして、2年目から11年目を超える16年目の研修の日数を、先ほどの留意点を加味して見直しているところで、基本的には県と同数程度の実施を予定しております。

これまで初任研や中堅研を重点化した研修があったんですが、6年～10年目までも付加した継続的な位置づけで平準化したところでございます。

以上がこれまでの研修との違いで、県教委と連携して大幅に見直した研修の概要です。

なお、2ページから4ページにおきましては、各経年研修の概要と、それから右端に指標との関連を資料としてつけております。

今、述べました経年研修の変更も含めまして、学校教育課、学校保健課、教育センターが連携して、平成30年度佐世保市教職員研修計画案を策定しております。

ちょっと早口で言いましたが、ご協議のほうよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【西本教育長】

今、説明がありましたけれども、何か委員さんのほうでよろしいですか。

【久田委員】

計画をおつくりになるのに、大変ご苦労されていると思います。特に私は6年目から10年目という部分を大事にさせていただいたところは、やっぱり一番の大切なところかなと。学校教育課の学校訪問のときにも指導者が張りついてということはあったにしても、やっぱり10年かかって本物の力が身につくのかなということで、切れ目のない研修を実施する、これはいい計画かなと思っています。

もう一つは、初任研が26日間から15日間と実質的に、学校に張りついてある程度腰を据えて研修を行うことが、子どもの指導にも当たれるという部分では逆にいいのかなという気がいたします。

そこで質問です。研究授業を②、②、①、①と連続して実施することで、教育センターとして、あるいは佐世保市教育委員会としての研修計画はでき上がった。これが各学校に提示され、実施されていく。そうすると、現実的に、学校の校内研修の中に、いわゆる研究授業の位置づけというものがきっちり組み込まなければいけないと思うんですね。そして、なおかつほんとうに実施できたかどうかということ、記録に残すということもあるんですけど、やっぱりそのあたりが実質研修計画のようになっていくためには、教育委員会への報告も必要になるのではないかと思います。

そこら辺は教育センターと学校教育課が連携をとって確実に実施できるようになると、ほんとうに実のある研修計画になるのかなと。そこらあたりを詰めとってほしいなと思います。

【白濱教育センター所長】

この研修の位置づけに関しましては、今年度末に新メンバーによる校長研修会がございますので、その場でご説明する時間をいただいております。

それから報告に関しましては、報告書様式を、ここも県と協議をしているところですが、きちんと定めようと。しかし、一方で報告書の負担軽減あたりも私ども考えておりますので、そこらあたりのバランスをとりながら心して計画していきたいと思っています。

以上です。

【久田委員】

関連して。例えば、教育センターとしてどういう研究授業をされたか資料として欲しいので、例えば研究授業に使われた指導案あたりを見せてください。何月何日久田教諭が算数の5年何組の授業をした、という報告は、非常に楽なだけけれども、それに当日の指導案を付けるというような報告のあり方もいいのではないかなと思ったままで、確認しました。

【西本教育長】

学校教育課長。

【中原教育次長兼学校教育課長】

まだ教育センターと十分詰めていませんので構想の段階なんですけれども、Aという教諭が10年間の歩みということでしっかりファイルにして残す、あわせて校長先生にも転勤する先でしっかり10年間の歩みを引き継がれるのではないかなと。本人つづり、校長つづり、それから教育委員会への報告つづりというような形があると思いますので、やはり校長先生もしっかりと、若いときから「あちこち転勤するばってんが、10年間しっかり見てやるとよ」という連携、つながりというのが多分にあると思いますので、絶えず教育センターとも協議しながら進めていきたいと思います。

【西本教育長】

よろしく願いいたします。ほかに委員さんからございませんか。

【合田委員】

すごく初歩的な質問で。どこの市も学校教育課が現場の監督をされますよね。で、教育センターが研修という場をつくっておられます。どこの市もこんな体制で動いてらっしゃるんですか。今、いい感じで教員の研修等管理しようとしているなと思うんですよ。これはどこの市もされているのかなという質問で。

【白濱教育センター長】

長崎県の中でありますのは県の教育センターと佐世保市の教育センターと長崎市の教育研究所、この三つでございます。

【合田委員】

佐世保はいい環境なんですね。

【西本教育長】

というか、佐賀県あたりは中核市がないので佐賀県の教育センターのみで実施をするんですが、長崎県の場合は中核市が長崎市と佐世保市ということもあるので、法律上それぞれに中核市はセンターを持てると。持たなければならないですからね。

【合田委員】

中核市になる前から教育センターはありましたよね。そこでもう既に機能はしてたわけじゃないですか。だから、そういう意味では佐世保の教育の土壌というか、先生方の研修の環境というのは他市よりも優れていると受けとめてよろしいんですか。

今の協議の資料の4ページ目のところに、ワーク・ライフ・バランス研修がミドルリーダーの研修のところに上がってるんですけど、やっぱり最近オリンピックの女性の活躍がすごいなって話になってたんですけどね、保護者の中でもやっぱり小中学校の教員をされて子育てをされている方がたくさんいらっしゃるって、「帰っても仕事が山積みで」とよくおっしゃるんですよ。

ワーク・ライフ・バランス、このミドルリーダーの研修はもちろん30代の先生、必要でしょうけれども、こういった話をもっと若手のときから、市長さんの講話の中とかでも話していただけたらいいなと思った次第です。皆さん教育熱心でお仕事ばかりされてるから、ご家庭を皆さん大切にされてのお仕事であってほしいなと思います。

【内海委員】

三つ。その1。先ほど久田先生もおっしゃったように、計画がきちりできてすばらしいなと思いました。早速私もヒューマングループも、やっぱり計画を立てて、入社3年目にこういう研修をすとかというので。

それから2番目。これは質問なんですけれども、よくミドルリーダーという言葉が出てくるんですけど、ここでいう11年目、ミドルリーダー資質向上。将来の幹部候補ということでしょうか、この場合11年目にミドルリーダーとして勉強させるときに、私わからないのは、校長先生の推薦なのか、もしくは本人が幹部を目指すために手を挙げて受けるのかということのミドルリーダーの位置づけの質問と、それから、4ページの一番下のところ、16年目の研修の中にメンター研修と書いてあるんですけど、どういう研修の内容かということをお聞かせいただきたいということと、最後、これはリクエストなんですけれども、これだけいい研修しているんであれば、スケジュールがもしわかって、この研修、ちょっと後ろで、オブザーバーで、どんな研修なんだろうかということを見学することが可能かどうかということ。あまりそう言うとまたスケジュールに関してご迷惑かけるので、一緒に勉強をさせてもらえればなと思っていますので、以上よろしくお願ひしたいと思います。

【西本教育長】

3点あったと思いますが。

教育センター所長。

【白濱教育センター長】

1点目のミドルリーダーの研修への位置づけというところでございますが、10年研

は悉皆の研修ですので、11年目を迎えた中堅教員に全て受けさせるというものです。管理職は管理職に向けて、校長先生方のご推薦を受けて、うちの学校運営参画研修あたりを別個に設けております。そういったところに管理職認定の方向づけの研修は位置づけられています。

【内海委員】

わかりました。ありがとうございます。

【白濱教育センター長】

2点目のメンター研修に関しましては、川口副主幹も来ておりますので、代わってご説明します。

【川口教育センター副主幹】

失礼します。おはようございます。

メンター研修というのは、今回、県教育委員会が初めて取り入れたもので、時代の流れで大量退職それから新規採用の波で、学校の中で先生方をチームになって育てていこうという立場から、16年目の先生方が各学校で自分の特定の課題を決定して、それを校内研修等で先生方に、特に若手に向けてメンターの立場となって指導というかアドバイスをするという研修です。この研修を実施することで、チームが一つになっていく意図を狙った研修です。

ここに関しては、今、煮詰めているところですので、4月までにしっかりと計画を立てて各学校へおろしていきたいと思っています。

以上です。

【白濱教育センター長】

最後の三つ目の研修に参加してよろしいかという視察に関しましては、ぜひ来ていただければと思いますし、今年度改定をいたしまして、教育センターの研修の年度のまとめをするような全体会がございます。そのときは教教育委員さん方にも案内を差し上げて、任意で来てもらうようさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

【内海委員】

はい。ありがとうございます。

【西本教育長】

ほかにございませんか。よろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、30年度の佐世保市教職員の研修計画ということで、ご理解いただいたものということでよろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございました。それでは、協議事項まで終わりました。

次に、報告事項に入りたいと思います。報告事項につきましては、まず順次次第に従って進めてまいりたいと思います。

①で、旧花園中学校跡地についてということで、よろしく説明のほうお願いいたします。

総務課長。

【吉田総務課長】

旧花園中学校につきましては、お手元の報告事項の報告の①になります。

2ページ目をお開きいただけますでしょうか。

2ページ目のほうで、旧花園中学校跡地についての経緯を記載しております。

皆様方もご承知のとおり、旧花園中学校の跡地の活用につきましては、名切地区のまちづくり構想に基づく取り組みの一つといたしまして、名切町周辺の再整備をかけるという佐世保市の方針のもと、市長部局により公募を行った結果、小中一貫校の創設を提案されました九州文化学園様に優先交渉権を獲得されているという状況でございます。

この内容につきましては、経緯の下から4行目から書いておりますが、平成30年2月9日にまず建物の売買管理契約を締結されておきまして、平成30年の3月、本議会におきまして市議会の裁定に付しておきまして、議決終了後、仮契約が本契約に切りかわるという状況であります。なお、土地については本契約が効力を有したときに事業用定期借地権設定契約を締結する流れとなっているものでございます。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明について、ご質問等ございませんでしょうか。

ちょっとお尋ねしますが、北高との関係についての花中跡地のグラウンドの使用についてご報告をお願いいたします。

総務課長。

【吉田総務課長】

現在、先ほど申し上げたとおり、3月議会終了後に仮契約が本契約となりまして、正式に九州文化学園のほうと契約を締結するという形になっておりますが、現在九州文化学園との協定書の中で、事業着工前まではこの土地並びに建物については市側で使ってもいいよというお話がございました。

そこに当てはめまして、佐世保北高野球部のグラウンドが非常に手狭であるということから、前々から花園中学校を使わせてくれないかというお話がございましたが、議会の議決前までならばよろしいですよという形で、賃貸借の契約を結ばせていただいている状況にございまして、本会議終了の前々日、3月25日日曜日まで貸し付けを行っているところでございます。

なお、料金につきまして、当たり前にお金を取った場合には、実は1カ月程度貸した場合には160万か170万ぐらいの賃貸借料となります。ただし、教育的配慮と申しますか、永続的じゃないということなどもございまして、ソフトボール場1面1時間当たり100円というものを準拠しまして、おおむね同じぐらいの面積で2面、ソフトボール場2面程度の1時間250円という形で、貸し付けてございます。

以上でございます。

【西本教育長】

深町委員。

【深町委員】

今、グラウンドのことで話が出ましたけれども、グラウンドを使うとなれば、当然やっぱりお手洗いとか水道とかも使用することになるんですよね。

【西本教育長】

総務課長。

【吉田総務課長】

その旨は事前に北高のほうに話をしていきまして、電気水道は使えないということで申し上げております。その対応といたしまして、北高側で県立武道館のほうにお話をされて、用を足したいところは使わせてくださいというのを事前に調整されているようです。

【久田委員】

わずか1か月ぐらいの使用期間で、いずれまた狭い運動場でのことになるのに、借用したい逼迫した状況とか北高側の考えなどがわかっていたら教えてください。

【西本教育長】

総務課長。

【吉田総務課長】

花園中学校の用地については、従前から貸してくれという要望が、北高の校長先生からあっていました。保護者、そういったところから非常に強いご意見が出ているというところもあって、私どもといたしましても市長、副市長にも説明したうえで、貸し付けを行っているところです。

【西本教育長】

私から補足しておく、まだ旧花園中学校をどう使うかわからないという状態の中で、既成事実的に北中、北高が使用するというのはやっぱりよくないだろうということで、ずっとお断りを申し上げてきました。

で、九文さんがもう使うということが一般的に決まりましたので、跡地のことが決まったんですよということで北高側にもお伝えしました。そうすると、それでもなおお使わせてくださいというお話。それが一昨年の話でしたから、時間短いですよということの中で、使う時間が短いのでちょっと無理ですよねということも申し上げてきましたが、「いやもう、1カ月でもよかけんが」というお話でしたので、先ほどの条件を付して貸すと。これはもう、企画部とも議長とも話してそういうことになりました。

断る理由もあまりありませんでしたので、それであるならばということで貸し付けをしたところです。

ほかにございませんか。ろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、2番目の附属機関についてということで、説明をお願いいたします。
総務課長補佐。

【松尾総務課長補佐】

2月6日の前期教育委員会の際に、教育委員の方から求めがありましたので、附属機関の委員の一覧を添付しております。右肩に当日配付1と書いた資料をごらんいただけますでしょうか。

1枚めくっていただいて、1ページになります。

これは教育委員会のほうで所管している附属機関の全てでございます。網かけしている六つの附属機関については従前任意機関ということで条例に記載しないまま諮問の審議を行っていたんですけれども、整理をさせていただいて、今度の3月定例会市議会のほうに条例議案として上程をする予定のものでございます。

うち二つ、学校給食食物アレルギー対策委員会と結核対策委員会については、今、審議することがないということで立ち上がっていませんけれども、それ以外については、

今、最新の委員のメンバーを2ページ以降につけております。教科書採択のほうは、参考までに、8月まで在籍していらっしゃった委員の方を記載しております。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

これを見れば条例に載っている附属機関が一目瞭然ということと、附属機関に所属されている委員の方々がわかると。これ、議会にも配る？

【松尾総務課長補佐】

今のところ配る予定はありません。

補足で、よろしいでしょうか。今、一覧にあったうち、教育長に委任されていない委員が、一つが公民館運営審議会と図書館協議会、それから社会教育委員、社会教育委員は附属機関ではありませんが、その三つについては教育委員会会議で承認をいただいた上で委員を決定します。それ以外の委員については教育長のほうに委任されていますので、事務局側で手続をとった上で決定しています。

教育委員さんがご存じない中で決まっていくものですから、ちょっとそれはあまりよくないだろうということで、この一覧表を定期的に定例教育委員会の場で報告させていただき仕組みをつくったほうがいいかなと、今、考えているところでございます。

もし、ご意見がございましたらお聞かせいただければと思っております。

【西本教育長】

ただいまの説明についてご質疑等ございませんでしょうか。

【久田委員】

次回で結構ですから、例えば、1ページのところの少し余白を使って、ここは委員会に諮って決めるところで、ここは教育長、事務局が決めるところだという印でもついていると、また一層見やすくなって私どもの理解も進むのかなと。

【西本教育長】

総務課長。

【吉田総務課長】

まず、1ページので申しますと、公民館運営審議会と佐世保市図書館協議会が教育委員会に諮って委員を決めるという形になりますが、これに加えて、附属機関に実質的にはならないのですが、社会教育委員の選任については教育長に実は委任されていない人、すなわち教育委員会の議決を得るために皆様のほうに諮って継続している方々ということになります。

以上でございます。

【西本教育長】

後で表に印をつけておいてください。

【松尾総務課長補佐】

はい。

【西本教育長】

ほかなければ次の報告事項に移りたいと思います。③の教育課程特例校について、報告をお願いしたいと思います。

学校教育課長。

【中原教育次長兼学校教育課長】

今、ごらんになっておられます当日配付資料の11ページをお願いいたします。

教育課程特例校についてですけれども、1番の趣旨の(1)文科省は云々ということでアンダーラインを引いております、特色のある教育課程を実施していくことができるというので、平たく言いますと、学級指導要領で何年生はこの教科を何時間するとか内容はこうですよと示してあるんですけれども、その学級指導要領の内容を超えてやるとか入れかえてやるとかそういうときには今まで文科省のほうに申請をして指定をしてもらって認めてもらえるという制度でした。

それが、(2)で書いておりますが、設置者の判断で可能というところが、「学校教育法等の一部を改正する法律」が28年4月1日から施行されて、アンダーラインを引いておりますが、小中一貫教育にかかわるところは設置者の判断で可能ということになりました。

それに伴いまして、2番目の教育課程の特例にかかる本市の現状ということで、一番最初に金比良小学校・光海中学校、こちら小中一貫教育を実施しておりますが、その中の金比良小学校が(1)の経緯の中で、一番最初の〇ですけれども、27年4月から文科省による教育課程特例校の適用を開始しております。こちら3年間の指定ということで認められておまして29年度までは文科省の指定で英語を実施できるようになっております。

1行飛びまして、29年8月に文科省へ教育課程特例の廃止の申請をいたしました。これは29年度までは特例ですけれども30年度からは設置者が判断してやりますのでという意味での廃止の申請です。

さらに1行飛びまして、アンダーラインのところですが、30年4月から佐世保市教育委員会より教育課程特例校に指定をするということで、(2)に金比良小の主な内容を書いております。丸に書いておりますが、小学校1年生から6年生までの英語科を実施しております。具体的には、最初のポツですが、一、二年生は生活科の授業時間を10時間削って英語科のほうへ充てております。次が、三、四年生は総合の時間を20時

間削って英語の時間に充てております。五、六年生は総合の時間を20時間削減して英語の授業をやっているということで、既にこれを許可をいたしております。

19ページをごらんください。

19ページは教育課程特例指定書ということで、教育長名で教育課程特例校に指定しますということで、1月31日に指定をして30年度からも引き続き英語が実施できるようにということで出しております。

続いて12ページをごらんください。

ほかの学校はどうかということもあわせてここでご説明させていただきます。

まず、宇久の小中学校は、高校まであわせて小中校一貫教育というのを実施しております。経緯の一番上の丸ですけれども、21年4月から文科省による教育課程特例が適用開始されまして、こちらが30年度までということで文科省のほうからの指定を受けております。31年度からの分の手続で、アンダーラインを引いておりますが、30年度に文科省のほうへ廃止の申請をいたす予定でございます。次に、31年の1月に佐世保市教育委員会へ教育課程の特例の申請をしていただいて、31年4月から教育課程特例校に指定しようと思っております。

佐世保市教育委員会といたしましては、小中一貫教育というものでやりたいと思えますし、またあわせて県教育委員会のほうで中高一貫を目指すということで、市と県をあわせると小中校一貫教育を継続できるということで、今、県のほうとも話し合いながら進めているところでございます。

(2)に宇久小・中の主な内容を書いてありますが、小学校3年生から6年生に英語科を実施をしております。それから次の丸ですけれども、アンダーラインのところですが、小中学校全学年「宇久・実践」というものをしてしております。これは小学校の一、二年生は生活科、三、四年以上は特別活動と総合的な学習の時間を合わせた学習です。中学校においても特活と総合の時間を合わせて「宇久・実践」を実施しておりますので、こちらのほうを継続できるように準備もしていこうと思っております。

次に広田小・中以下小佐々、黒島小・中、浅子小・中も小中一貫教育であります。こちらについては教育課程の申請は特段ありませんので、学習指導要領の範疇の中で小中一貫教育も視野に入れながらやっていくということでございます。

以下、資料でございますが、13ページには佐世保市のほうで定めました教育課程特例法の実施要項です。以前、教育委員会の中でも説明させていただきました。

続いて、14ページが金比良小学校の校長から申請書が上がってきたものでございます。

15ページから教育課程の編成・実施計画と、こういうふうになって上がって細かく書き込んでありますけれども、文科省へ申請をしておりました内容と一緒にです。文科省でも認められたものですので、佐世保市教育委員会としてもこれに基づいて認めていくという方向でしております。

続いてページは飛びますが18ページです。

黒くて見にくくなっておりますけれども、黒く書いているところが、例えば生活科、

一、二年生ともにマイナス10時間となっております。次に総合的な学習の時間、3年生から6年生までマイナス20となっております。外国語活動の時間がマイナス35となっておりますが、これらの分を足し合わせて新設教科等の授業時数、新設教科というのは英語という教科ですけれども、こちらのほうに充てているという時間の割り振り方の表でございます。

19ページは先ほど説明いたしました。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいま教育課程の特例校についての説明がありましたが、ご質疑等ございますでしょうか。

【深町委員】

これ、英語をされるということなのですが、いわゆる申請ごとに英語という教科が加わるんですか。

【中原教育次長兼学校教育課長】

そうですね。はい。英語科という教科になります。

【深町委員】

そこに各学年とも教科がつくんですか。はい、わかりました。

【西本教育長】

次に、④2学期制検証の途中経過報告について、報告をお願いいたします。
学校教育課長。

【中原教育次長兼学校教育課長】

同じく、今の資料の20ページをお開きください。

2学期制検証委員会がこれまで2回行われましたが、その経過についてご報告をしたいと思います。このことは3月議会の文教厚生委員会でも途中経過ということで報告をしたいと思っております。

まず、1番目の委員ですけれども、委員長として長崎大学の教育学部長をお引き受けいただいておりますが、以下、こちらに書いておりますように、公募委員も含めて16名の委員により、今、協議をしているところでございます。

2番に会議の経過ということで書いておりますが、会議の内容については次の21ページの3番の会議の概要のところの説明をさせていただきます。

まず、第1回目ですけれども、30年1月22日に行いました。委員を委嘱し任命し委員長を決定して諮問をいたしました。

四角に書いてある内容ですけれども、中ほどにかぎ括弧をつけておりますが、「学校2学期制のこれまでの取組状況、課題などを明らかにするとともに、今後の学期制の望ましい在り方について」ということで諮問いたしております。

理由については割愛させていただきます。

続いて22ページ、第1回目の内容です。

まず、一つ目の丸ですけれども、検証委員会のスケジュールをお示しました。

協議内容として、米印として今年度2回、来年度4回、計6回の会議で答申をまとめ、32年3月をめどに答申を提出するという流れでやっていこうということで確認をいたしました。

次に、本市における2学期制の現状についてですけれども、①が2学期制導入の経緯について、平成15年2月の「佐世保市の教育を考える市民会議」における提言、17年2月の「佐世保市学校2学期制研究委員会」の答申を受けて、平成18年4月から市内全小中学校で2学期制を導入したこと。それから、②ですけれども、平成19年から24年度にアンケートを実施しておりますが、そのことについて説明いたしました。

協議内容といたしましては、確かな学力が形成されたのかというご質問がありましたけれども、全国学力学習状況調査の結果からは学力が高いとは言えないという結果が出ております。

次ですけれども、2学期制導入時に求めていた、子供と先生、先生と親との触れ合い、人間関係がきちんと構築されているのかといったことも検証する必要があるのではないかとということ、それから、アンケートの信頼性を高めるために回収率を明確にすることといったご意見もいただいたところです。

次の丸ですが、本県における学期制の現状についてということで、現在の県内各市町の学期制の現状について説明いたしました。

現在、佐世保市のほか、大村市立の全小・中学校、それから諫早市の小学校2校が2学期制を導入しているということを説明しました。

②が、29年12月に「大村市学期制検討委員会答申」では「2学期制で築いた成果と明らかになった課題を踏まえた3学期制へ移行することが望ましい」とされたことも説明いたしました。

協議内容といたしまして、学期制の視点として、教職員が子供たちと触れ合う時間の確保と評価の観点があるということが必要じゃないか、それから、子供を中心に据えて学期制を考えるべきであるのではないかとということ、それから次の23ページでございますが、学期制について、校長が選択できるという制度は避けて、佐世保市全体で統一すべきではないかというようなご意見もいただきました。

次に、全国中核市における2学期制の導入状況について説明しました。

48の中核市における2学期制の導入ですが、現在9市であること。それから、2学期制から3学期制に変更になった中核市は金沢市、東大阪市、高松市であることを説明いたしました。

次に検証内容、検証方法についてでございます。

①ですが、平成17年2月に「佐世保市学校2学期制研究委員会の答申」にある提言の内容について検証するという事を事務局で説明いたしました。

提言については下に書いておりますが、提言の1、2、3とありまして、それぞれありますが、内容については省かせていただきます。

協議内容としては、アンケート調査は感情論となって本質を探ることができない場合もあるので、もっと2学期制について本質をとらえた上で検証を行い、望ましい学期制の検証につなげていくことが必要ではないかと、そして、アンケート調査を実施する場合は、信頼性を高めるよう、アンケートのとり方について検討すること、今後討議する内容について、焦点をより明らかにすること、というご意見をいただいたところでございます。

続いて24ページでございますが、第2回の分です。2月21日に実施をいたしました。

最初の丸ですが、前回の質問事項ということで、①19年度から24年度に実施したアンケート調査の回収率について説明いたしました。

次に、②に、諮問文の具体的内容についてというお尋ねもありましたので、そこもご説明いたしました。

協議内容として、アンケートの対象に違いがあるので、純粋な経年比較はできないと、検証をまとめる際は考慮すること、次に、新学習指導要領に示された今後の教育を実施していくという考え方の中で、その一部として学期制の検討であるというようなことも考えるべきじゃないかというようなご意見もいただきました。

次の丸ですが、2学期制の全国の状況についてということで、①1月から2月にかけて全国の都道府県、政令指定、東京23区に照会をかけました。

その内容ですけれども、非公開の会議で活用するので今後の予定も含めて各地域の実情を具体的に教えてほしいということで依頼いたしました。そういった内容での照会をかけたものですから、この説明以降は非公開という形をとらせていただきました。

今回の教育委員会では秘密会議の中でまたその内容についてお知らせしたいと思っております。

次の検証内容及び検証方法ですけれども、検証については17年2月の2学期制研究委員会の答申にある提言の内容について、学校に対する質問紙の調査を行い、また教育委員会が提示する資料によって行うということ、事務局から提案いたしました。

協議内容として、質問紙調査については回収率も含め信頼性のある調査の実施を行うということ、導入当時の校長にも意見を求めてはどうだろうか、それから、子供と向き合う時間の確保のため、子どもとの触れ合いやきめ細やかな指導などについて効果があったのかということも検証すること、質問紙調査は4月下旬に実施をするということで、5月10日までに学校から調査を上げていただくということも示しました。

次の丸ですけれども、望ましい学期制検討のための視点についてということで、①次の視点案を、事務局より提案しました。

「本市における学校2学期制のこれまでの取組状況と課題」。これは先ほど出ました検

証内容と検証方法から出てくるものです。次に、25ページですけれども、「2学期制導入後の社会情勢及び今後予想される社会情勢」、次に、「改訂学習指導要領に示された今後の教育の在り方」、次に、「児童生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな身体の育成」の観点。次に、「教職員の資質能力の向上及び働き方改革」についてという視点が、案ということで提案しました。

協議内容としては、望ましい学期制を検討する際に、第1には「児童生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな身体の育成」を視点にすべきではないか。そのために、「教職員の資質能力の向上及び働き方改革」を第2の視点とすべきではないかということ。それから、保護者がどのような考えを持っているのかの視点も必要であるという、こういったご意見もいただいたところでございます。

配付をいたしました資料ということで、ちょっと分厚くなっているんですが、右上に当日配付資料2と書いております。こちらは第1回目に配付した資料でございます。もう中身については割愛させていただきます。

それから、右上に当日配付資料3と書いております。この資料も第1回目に参考資料という形で配らせていただきました。

続いて、右上に当日配付資料4と書いておりますのが、第2回の検証委員会で配付した資料です。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの2学期制度検証委員会での途中経過について報告がありました。委員の皆さんから何かご質疑等ございますでしょうか。

久田委員。

【久田委員】

20ページに公募委員も含めた一覧がありますが、委員長はわかったんですが、副委員長という方はいらっしゃるんですか。

【西本教育長】

副委員長は設けてませんでしたね。

【西本教育長】

ほかにございますでしょうか。

深町委員。

【深町委員】

参考までにですが、公募委員の方が3名選出されておりますが、どのくらいの応募があったかということと、この3名の方々の年代、年齢まではいかなくて何十代というこ

とでも結構ですので、ちょっと教えていただければと思います。

【西本教育長】

学校教育課長。

【中原教育次長兼学校教育課長】

応募は3名です。

文章を書いてもらって応募してもらったんですけども、一人は2学期制が反対という立場の方、一人は2学期制が賛成という方、もう一人はどっちとも言えない、勉強してみたいということで、バランス的にはとれているのかなと思いました。

年齢が、男性の15番の鶴田さんという方はもう退職された方ですので、まあ60代、70代。あとの14番と16番の方は40代ですかね。何歳というところまでの資料が手元にありません。

追加で。副委員長というのはそもそも制度としては設けていないんですけども、委員長代理を退職校長くぬぎ会の山口喜典先生に、第1回目の会議のときをお願いをいたしました。

以上でございます。

【西本教育長】

ほかにございますでしょうか。一応経過については随時ご報告をさせていただきます。

それでは、次に行かせていただきます。次に、⑤平成29年度佐世保市教育委員会文化及びスポーツ表彰についてということです。

スポーツ振興課長。

【鶴田スポーツ振興課長】

報告⑤、資料は報告事項の5ページになります。

平成29年度の文化及びスポーツ表彰についてのご説明をします。

この文化・スポーツ表彰は社会教育課とスポーツ振興課が所管をしておりますが、今年度はスポーツ振興課が主担当になりますので、私のほうから説明をいたします。

佐世保市では表彰規則に基づきまして、本市の文化・スポーツの振興・発展に貢献した個人・団体を表彰するもので、毎年3月に表彰を行っております。

29年度の表彰式は記載のとおり3月3日11時から、体育文化館コミュニティセンター5階のホールで予定をしております。

表彰の基準でございます。文化・スポーツともに功労賞と優秀奨励賞の2種類ございますが、功労賞は文化・スポーツの指導・普及に尽力をし、その功績が顕著な個人・団体。奨励賞、これも大会等で奨励に値する優秀な成績をおさめた個人・団体を表彰するものでございます。

表彰者の一覧でございます。一覧については記載のとおりでございますが、文化のほ

うが功労賞、優秀奨励賞合わせまして90件の個人・団体、スポーツの部門におきましては合わせまして147件の個人・団体を表彰することになります。

全体としましても、米印で前年度の受賞者数の記載をしておりますが、全体としては大体平年並みになりますが、文化のほうは若干今回は増えて、スポーツのほうは若干減っているというような状況でございます。

これは表彰選考内規より選考したものでございます。

私のほうからは以上でございます。

【西本教育長】

ただいま説明ございましたが、何かご質問等ございますでしょうか。

【久田委員】

今まで認識があまりなかったんですが、この文化・スポーツ表彰式の主な来賓の中に社会教育委員長がいらっしゃるわけですが、例えば教育委員会主催の成人式典のときにも主催者側におられるし、このときに来賓なのかねというのがちょっと気にかかるのですが。

【西本教育長】

社会教育課長。

【小田副理事兼社会教育課長】

社会教育委員の会、会議というかこれは組織ではなく社会教育委員で、その委員長となりますけれども、いわゆる職の性質とすれば教育委員の求めに応じて社会教育の会議、職もございますので、いわゆる身内というような方になると思われまして、その定義の中で改善を図っていきたいと思います。

【西本教育長】

そうしますと、来賓ではなくて主催者側に位置づけるということになるということですか。

【鶴田スポーツ振興課長】

ちなみに、今回社会教育委員長は欠席されています。

【西本教育長】

ちょっと位置づけを。今、申し上げた意見ありましたので整理してください。

【鶴田スポーツ振興課長】

はい。

【西本教育長】

ほかにご質問ございませんか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

なければ、先に進みたいと思います。6番目で、図書館で開催される各種イベントについて。

図書館長。

【前川図書館長】

6ページ、右上に報告6と書いてある資料をご覧ください。

6件の報告を行いますが、1番から5番までは今後の開催のお知らせで、6番については2月13日の開催の状況を報告したいと思います。

では1ページめくっていただいて、「1700回記念おはなし会」を3月3日に行います。

このおはなし会というのは、毎週土曜日2時半から30分程度行っている会ですが、昭和54年から始めまして今度の3月3日で1700回を迎えるということで、3月3日土曜日のおはなし会は、通常30分のところを1時間に拡大して、記念おはなし会としてしたいと思っております。

場所は普段は2階の児童室の「おはなしのへや」で行っておりますが、今回は3階の視聴覚室で行うということで、予定しております。

続きまして、次のページになりますが、次のページは「チャレンジ！読み語り中級講座」ということで、地域や学校で読み語りをされている方を対象に行う講座です。

これは昨年までは「ボランティア養成講座」としていたものを、今年から、1年間しましたが初級講座と中級講座に分けまして、初級講座は自由参加ということで2月15日に行いまして50名程度参加がございました。これは、さらにもう1個先へ進んだ、ベテランというところの中級講座でございます。3月8日と3月15日の2回、2回とも受講していただくということになりますが、申し込み制で10名ということで取り組ませていただきたいと思います。今のところ20名以上の募集がっておりますが、抽選で10名に絞ってしたいと思っております。

次のページでございます。次のページは「ビブリオバトルIN佐世保図書館」ということで、3月10日の14時から15時に図書館の中2階ロビーで行いたいと思っております。

ビブリオバトルは今回8回目の開催になりますが、いろいろ趣向を変えて行っておりまして、今回は視聴覚室ではなくて中2階ロビーでマイクとかを使わずにこじんまりと

した形で、緊張せずにバトラーができるような形でしたいということで実施いたします。

続きまして、次のページが「Communication in English」という英語の催しですが、これはネイティブな英語と自由に英会話を楽しんで、通訳も置かず英語でコミュニケーションを図ってもらうという取り組みでございます。

3月1日の木曜日18時から19時30分まで、3階視聴覚室で行いたいと思っております。対象は高校生以上大人の方まで含めて20名の定員で、応募多数の場合は抽選でやりたいと思っております。この協力組織としましては、米海軍佐世保基地内にある教会の方がボランティアで対応していただきます。

次のページが第6回「英語deおはなし会」。日程は3月24日土曜日11時から行います。場所は2階児童室の「おはなしのへや」で行います。対象は小学生ということでしたいと思っております。この協力につきましては、これもAFNという放送局ですね。英語の絵本を英語で読んでもらうというようなものでございます。

最後、6番になりますが、本日お配りしている当日配付資料5と右肩に書いてございます写真が載っている資料、A41枚で写真が7枚載っているものです。

これは2月14日に行った「英語deタ活in佐世保市立図書館」の状況なんですが、協力は福岡アメリカンセンターで行ってもらっています。今回なぜお話をしたいと思ったかと言いますと、キングスクールさんが今回コーディネーターとして来ていただきました。キングスクールの学生たちが各いろいろなゲームを考えて同世代の日本人と触れ合いたいという趣旨で行っておるものでございます。

一番上の大きな写真が一番最後の写真ですが、一番小さい写真の左上、人間知恵の輪という、これから始まったんですが、体を触れ合いながら、あるいは手をつなぎながら触れ合ってまずコミュニケーションを深めて、それぞれ今度はジェスチャーゲームですとかいろいろなことをやりまして、これもキングスクールの人たちが考えたゲームをグループに分かれて、14名の学生たちが3班か4班に分かれながらぐるぐる回って、キングスクールの人たちがこういう形態と一緒に英語を使いながらゲームをやっていただいて、コミュニケーションを図ることとしております。最後はこういうふうに、大きい写真なんですけれども、輪になって全体でのコミュニケーションゲームをしました。

今回報告させていただいたのはもう1件お話ししたいことがあって、図書館では先ほど申し上げたように「英語deおはなし会」とか「Communication in English」、「英語deタ活」ともう1個「英語deキッズ」という四つのイベントがだんだん定例化しています。

ただ「英語deタ活」だけは、まず28年9月から始めまして、アメリカンセンターの協力を得て開催していますが、コーディネーターで少し困っているところがあります。

最初、バービーさんという方が毎月行ってくれるということでしたが、その方が帰国をしてしまいました。で、今年度また新たな方が9月から来たんですが、その方も仕事の都合で2回来てだめになって、そのまま後、続きにお友達が12月に来てくれたんですがその方もまた帰国されてしまったという形で、なかなか「英語deタ活」の担当が定着しないんですね。

個人でアメリカンセンターとの契約でするんですけれども、なかなか人が帰国したりするたびに変わってしまうということで、今、キングスクールに定期的に来てもらえないだろうかとお相談をしています。

キングスクールも毎月というのは無理なので、定期的にはできませんけどということで、組織として、していただくと定例的に長く続けられるのかなと思っています。

先ほどの「英語 de おはなし会」はAFNがしてくれますし、「Communication in English」は教会ですね。ということで、全部団体が、来る人は毎回変わるけど団体がやってくれるので、「英語 de タ活」もキングスクールと契約して、組織としてさせていただくと、毎月はできないけど年間を通して継続的にできるのかなということで相談させていただいております。また、この四つはうまいこと、「英語 de おはなし会」は幼児向け、「英語 de キッズ」は小学生向け、この「英語 de タ活」が中高向け、そして「Communication in English」が高校生から以上の大人向けということで、ちょうど世代がうまくいくので、そういう形で今後とも進めていこうと考えています。今後、進捗がありましたら、ご報告させていただこうかなと思っています。

以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの報告について何かご質疑ございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

よろしく願いいたします。

それでは、最後になりましたが、地区公民館職員（嘱託）の採用決定についてということで、説明をお願いいたします。

公民館政策課長。

【吉住公民館政策課長】

それでは報告事項⑦地区公民館嘱託職員の採用について、説明させていただきます。

資料のほうは当日配付資料、当日配付1と右肩に書いてあるもので、先ほど2学期制の報告があった資料の26ページ、一番最後のページです。

12月定例の教育委員会のほうでもご周知でご報告いたしておりました中里皆瀬地区公民館の嘱託職員さんの分になります。

採用いたしますのは非常勤嘱託職員1名で、3の公募期間にありますとおり、今年1月11日から1月31日の間に公募を行っております。

応募状況ですけれども3名の方の応募がございまして、1次審査、2次審査を経まして、45歳の女性の方に決定をいたしております。

勤務条件等につきましては、以下のほうに記載しているとおりでございまして、4月1日からの任用ということになっております。

以上、簡単ですけれども、公民館嘱託職員採用決定についてでございます。

【西本教育長】

今、中里皆瀬地区公民館の嘱託職員の採用の決定について報告ありましたが、委員さんのほうからは何かご質疑ございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

その後、次回開催日程を決定の上、定例会を終了した。 ----- 了 -----